

●BELS評価(建築物省エネルギー性能表示制度)業務 手数料

①一戸建て住宅・住戸、住棟及び複合建築物

・建築物1棟(※3)の戸数に応じて、次表の手数料とします。

ただし、住棟を評価対象とする場合は、当該住棟の総戸数で戸数区分を適用します。

・「住棟」や「住戸毎」等に応じてBELS評価書の交付を複数求める場合は、「③ 複数交付の場合の手数料」を加算します。

()は税込価格

申請の 対象範囲	申請種別	戸数区分	審査要件			
			建築確認との併願申請※2の場合		単独申請の場合	
一戸建て 住宅・住 戸、住棟	住戸部分 ※1	1戸(一戸建ての住宅)	30,000円	(33,000円)	40,000円	(44,000円)
		2～5戸	60,000円	(66,000円)	70,000円	(77,000円)
		6～10戸	70,000円	(77,000円)	80,000円	(88,000円)
		11～25戸	110,000円	(121,000円)	120,000円	(132,000円)
		26～50戸	150,000円	(165,000円)	160,000円	(176,000円)
		51～100戸	210,000円	(231,000円)	220,000円	(242,000円)
		101～200戸	280,000円	(308,000円)	300,000円	(330,000円)
		201戸以上	別途、見積りによる。			
	共用部分		非住宅部分の床面積に応じて「② 非住宅」のⅡ類により算出した手数料を加算する			
複合 建築物	(住戸部分の手数料＋非住宅部分の手数料)×0.9 住戸部分の手数料:戸数に応じて住宅部分により算出した額 非住宅部分の手数料:非住宅部分の用途、床面積に応じて「② 非住宅」により算出した額 併用住宅の手数料は、複合建築物の算定方法により算出する。					

※1 住戸部分の計算方法が仕様・計算併用法の場合、上記料金の8割の額となります。

住戸部分の計算方法が仕様基準の場合、上記料金の5割の額となります。

※2 併願申請とは、センターに建築確認申請を併せて行った場合をいいます。

※3 建築基準法上、一の建築物であってもBELS評価において別の建築物となる場合は別棟とします。

②非住宅

・建築物1棟(※3)の用途及び床面積に応じて、次表の手数料とします。

・評価対象となる建築物又は建築物の部分の用途区分が複数となる場合は、用途区分毎の床面積の合計により手数料を算出して合計した額と、評価対象の全体の床面積でより複雑な用途区分の手数料を算出した額とを比較し、低い額を非住宅の手数料とします。

・「住棟」や「用途区分事」「部分毎」等に応じてBELS評価書の交付を複数求める場合は、「③ 複数交付の場合の手数料」を加算します。

()は税込価格

用途区分	評価対象の床面積 ※4	建築確認との併願申請※2の場合		単独申請の場合	
		モデル建物法	標準入力・ 主要室入力法	モデル建物法	標準入力・ 主要室入力法
Ⅰ類 ホテル、病院、集会所等	300㎡未満	80,000円 (88,000円)	210,000円 (231,000円)	90,000円 (99,000円)	230,000円 (253,000円)
	300㎡以上 ～500㎡未満	90,000円 (99,000円)	230,000円 (253,000円)	100,000円 (110,000円)	260,000円 (286,000円)
	500㎡以上 ～1,000㎡未満	110,000円 (121,000円)	260,000円 (286,000円)	120,000円 (132,000円)	290,000円 (319,000円)
	1,000㎡以上 ～2,000㎡未満	140,000円 (154,000円)	300,000円 (330,000円)	150,000円 (165,000円)	330,000円 (363,000円)
	2,000㎡以上 ～5,000㎡未満	210,000円 (231,000円)	430,000円 (473,000円)	240,000円 (264,000円)	480,000円 (528,000円)
	5,000㎡以上 ～10,000㎡未満	280,000円 (308,000円)	530,000円 (583,000円)	310,000円 (341,000円)	590,000円 (649,000円)
	10,000㎡以上 ～25,000㎡未満	340,000円 (374,000円)	620,000円 (682,000円)	380,000円 (418,000円)	700,000円 (770,000円)
	25,000㎡以上 ～50,000㎡未満	400,000円 (440,000円)	710,000円 (781,000円)	440,000円 (484,000円)	790,000円 (869,000円)
	～50,000㎡以上	別途、見積りによる			

※2 併願申請とは、センターに建築確認申請を併せて行った場合をいいます。

※3 建築基準法上、一の建築物であってもBELS評価において別の建築物となる場合は別棟とします。

※4 床面積は、非住宅部分及び住宅部分との共用部分(非住宅と判断されたもの)の合計をいいます。

非住宅(前ページからの続き)

()は税込価格

用途区分	評価対象の床面積 ※4	建築確認との併願申請※2の場合		単独申請の場合	
		モデル建物法	標準入力・ 主要室入力法	モデル建物法	標準入力・ 主要室入力法
Ⅱ類 事務所、学校、飲食店 等	300㎡未満	60,000円 (66,000円)	130,000円 (143,000円)	70,000円 (77,000円)	150,000円 (165,000円)
	300㎡以上 ～500㎡未満	70,000円 (77,000円)	150,000円 (165,000円)	80,000円 (88,000円)	170,000円 (187,000円)
	500㎡以上 ～1,000㎡未満	80,000円 (88,000円)	170,000円 (187,000円)	90,000円 (99,000円)	180,000円 (198,000円)
	1,000㎡以上 ～2,000㎡未満	100,000円 (110,000円)	210,000円 (231,000円)	120,000円 (132,000円)	230,000円 (253,000円)
	2,000㎡以上 ～5,000㎡未満	150,000円 (165,000円)	300,000円 (330,000円)	170,000円 (187,000円)	330,000円 (363,000円)
	5,000㎡以上 ～10,000㎡未満	200,000円 (220,000円)	370,000円 (407,000円)	220,000円 (242,000円)	410,000円 (451,000円)
	10,000㎡以上 ～25,000㎡未満	240,000円 (264,000円)	440,000円 (484,000円)	270,000円 (297,000円)	490,000円 (539,000円)
	25,000㎡以上 ～50,000㎡未満	280,000円 (308,000円)	500,000円 (550,000円)	310,000円 (341,000円)	560,000円 (616,000円)
	～50,000㎡以上	別途、見積りによる			
	～50,000㎡以上	別途、見積りによる			
Ⅲ類 工場、倉庫 等	300㎡未満	30,000円 (33,000円)	70,000円 (77,000円)	40,000円 (44,000円)	80,000円 (88,000円)
	300㎡以上 ～500㎡未満	40,000円 (44,000円)	80,000円 (88,000円)	50,000円 (55,000円)	90,000円 (99,000円)
	500㎡以上 ～1,000㎡未満	50,000円 (55,000円)	90,000円 (99,000円)	60,000円 (66,000円)	100,000円 (110,000円)
	1,000㎡以上 ～2,000㎡未満	60,000円 (66,000円)	110,000円 (121,000円)	70,000円 (77,000円)	120,000円 (132,000円)
	2,000㎡以上 ～5,000㎡未満	80,000円 (88,000円)	150,000円 (165,000円)	90,000円 (99,000円)	170,000円 (187,000円)
	5,000㎡以上 ～10,000㎡未満	100,000円 (110,000円)	190,000円 (209,000円)	110,000円 (121,000円)	200,000円 (220,000円)
	10,000㎡以上 ～25,000㎡未満	120,000円 (132,000円)	220,000円 (242,000円)	140,000円 (154,000円)	250,000円 (275,000円)
	25,000㎡以上 ～50,000㎡未満	140,000円 (154,000円)	250,000円 (275,000円)	160,000円 (176,000円)	280,000円 (308,000円)
	～50,000㎡以上	別途、見積りによる			
	～50,000㎡以上	別途、見積りによる			

※2 併願申請とは、センターに建築確認申請を併せて行った場合をいいます。

※3 建築基準法上、一の建築物であってもBELS評価において別の建築物となる場合は別棟とします。

※4 床面積は、非住宅部分及び住宅部分との共用部分(非住宅と判断されたもの)の合計をいいます。

③ BELS評価書の「複数交付の場合の手数料」(加算額)

住棟、住戸毎、用途区分毎又は部分毎に評価書の交付を求める場合(＝複数交付)の手数料の加算額は、次のとおりとなります。

加算額 ＝ (交付を求める評価書の合計通数 － 1通) × 5,000円(税込価格5,500円)

●BELS評価 手数料の減額(次の業務を先行してセンターをご利用いただく場合)

次表の申請と、BELS評価の審査項目及び内容が同一である場合に、手数料は減額となります。

ただし、BELS評価書の「複数交付の場合の手数料」(加算額)は減額対象となりません。下表の手数料に加算となります。

()は税込価格

センターに先行して申請された業務種別	手数料
建築物エネルギー消費性能適合性判定	一律10,000円(11,000円)となります。
低炭素建築物技術的審査	
建築物エネルギー消費性能向上計画技術的審査	
設計住宅性能評価	「住戸部分」のみ10,000円(11,000円)となります。
長期使用構造等確認	

●BELS評価 変更申請手数料

直前の技術的審査を、センターで行った場合、「単独申請の場合」から算出される手数料の1／2とします。

なお、次のいずれかに該当する場合は、再申請(新規手数料)となります。

- 一 建物種別や用途、規模等の変更であって、手数料区分が変わる変更や過半以上が再審査となる場合
- 二 モデル建物法を用いる場合のモデル建物の変更、評価方法の変更(モデル建物法を標準入力法・主要室入力法に変更する等)など「計画の根本的な変更」の場合
- 三 直前のBELS評価書をセンター以外の登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付されたものの場合

●当センターが発行した評価書の再交付手数料

1通につき5,000円(税込価格5,500円)となります。

●表示プレート等の作成を希望する場合

作成費用が別途必要となります。その事務手数料は2,000円(税込価格2,200円)となります。

次ページに、用途区分のⅠ類、Ⅱ類、Ⅲ類の表を掲載しています。

用途区分のⅠ類、Ⅱ類、Ⅲ類の表

●用途区分 Ⅰ類		●用途区分 Ⅱ類	
用途区分コード	適合性判定の対象となる建築物の用途	用途区分コード	適合性判定の対象となる建築物の用途
08140	図書館その他これに類するもの	08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
08150	博物館その他これに類するもの	08070	幼稚園
08152	美術館その他これらに類するもの	08080	小学校、義務教育学校
08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08082	
08170	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08090	中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
08190	助産所	08100	
08192		08110	大学、高等専門学校
08210	児童福祉施設(前二項、保育所及びⅡ類に掲げるものを除く。)	08120	専修学校
08230	公衆浴場(個室付き浴場業に係る公衆浴場を除く。)	08130	各種学校、幼保連携型認定こども園
08240	診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)	08132	
08260	病院	08180	保育所その他これに類するもの
08370	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッチング練習場、体育館又はスポーツ練習場	08220	児童福祉施設(入所する者の寝室がないものに限る)
08380		08250	診療所(患者の収容施設のないものに限る。)
08390	マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの、カラオケボックスその他これに類するもの	08270	巡査派出所
08400	ホテル、旅館	08280	公衆電話所
08180	映画スタジオ、テレビスタンド	08290	郵便法の規定により行う郵便の業務の用に供する施設(郵便局)
08530	劇場、映画館、演芸場、観覧場	08300	地方公共団体の支庁又は支所
08560		08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの
08550	公会堂、集会場、展示場	08410	自動車教習所
08560		08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗
08590	ダンスホール	08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。)
08600	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類する施設	08450	飲食店(次項に掲げるもの、及び※1を除く。)
		08452	食堂、喫茶店
		08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの(※2) 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(※3を除く。)で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの(※2) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
		08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗
		08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く。)
		08470	事務所
		08570	料理店、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー
		08580	
		08650	田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗 田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(※3に限る。)で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの(※2)

- ※1:田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするもの。
- ※2:原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。
- ※3:田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするもの。

●用途区分 Ⅰ類、Ⅱ類、Ⅲ類の表にない用途の場合はご相談ください。